年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会東京地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 35 件

厚生年金関係 35 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社(B区。現在は、C社)における資格取得日に係る記録を昭和39年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月1日から同年9月15日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は新入社員研修を終えて異動した時期であるが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びに同僚及び複数の従業員の供述並びに事業主の回答から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和39年7月1日にA社(D区)から同社(B区)に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社(B区)における昭和 39 年9月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、昭和39年4月入社者の多数の厚生年金保険期間漏れの問題については、異動手続の際、誤った届出をした旨回答していることから、事業主が同年9月15日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月及び同年8月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和 58 年7月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和34年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年6月20日から同年7月2日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も継続して同社B工場に籍を置いて研修を受けていたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、健康保険組合から提出された「適用台帳」、A社B工場から提出された「在職証明書」及び同社同工場の回答から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和58年7月2日にA社B工場から同社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和 58 年 5月の社会保険事務所(当時)の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社B工場は不明としているが、同社同工場から提出された申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が昭和58年6月20日と記載されていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を146万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月15日

A社は、平成 17 年に支払った決算賞与について、適切に届出を行ったか確認できなかったため、26 年 6 月 5 日に当該賞与に係る届出を行ったが、年金給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る役員賞与支給内訳表によると、申立人は、平成17年7月15日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、役員賞与支給内訳表において確認できる保険料控除額から、146万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を146万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月15日

A社は、平成17年に支払った決算賞与について、適切に届出を行ったか確認できなかったため、26年6月5日に当該賞与に係る届出を行ったが、年金給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る役員賞与支給内訳表によると、申立人は、平成17年7月15日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、役員賞与支給内訳表において確認できる保険料控除額から、146万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を146万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月15日

A社は、平成17年に支払った決算賞与について、適切に届出を行ったか確認できなかったため、26年6月5日に当該賞与に係る届出を行ったが、年金給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る役員賞与支給内訳表によると、申立人は、平成17年7月15日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、役員賞与支給内訳表において確認できる保険料控除額から、146万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を146万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月15日

A社は、平成17年に支払った決算賞与について、適切に届出を行ったか確認できなかったため、26年6月5日に当該賞与に係る届出を行ったが、年金給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る役員賞与支給内訳表によると、申立人は、平成17年7月15日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、役員賞与支給内訳表において確認できる保険料控除額から、146万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を146万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月15日

A社は、平成 17 年に支払った決算賞与について、適切に届出を行ったか確認できなかったため、26 年 6 月 5 日に当該賞与に係る届出を行ったが、年金給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る役員賞与支給内訳表によると、申立人は、平成17年7月15日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、役員賞与支給内訳表において確認できる保険料控除額から、146万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を146万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和21年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月15日

A社は、平成 17 年に支払った決算賞与について、適切に届出を行ったか確認できなかったため、26 年 6 月 5 日に当該賞与に係る届出を行ったが、年金給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る役員賞与支給内訳表によると、申立人は、平成17年7月15日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、役員賞与支給内訳表において確認できる保険料控除額から、146万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を146万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成17年7月15日

A社は、平成 17 年に支払った決算賞与について、適切に届出を行ったか確認できなかったため、26 年 6 月 5 日に当該賞与に係る届出を行ったが、年金給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る役員賞与支給内訳表によると、申立人は、平成17年7月15日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、役員賞与支給内訳表において確認できる保険料控除額から、146万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を146万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月15日

A社は、平成17年に支払った決算賞与について、適切に届出を行ったか確認できなかったため、26年6月5日に当該賞与に係る届出を行ったが、年金給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る役員賞与支給内訳表によると、申立人は、平成17年7月15日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、役員賞与支給内訳表において確認できる保険料控除額から、146万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を146万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月15日

A社は、平成 17 年に支払った決算賞与について、適切に届出を行ったか確認できなかったため、26 年 6 月 5 日に当該賞与に係る届出を行ったが、年金給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る役員賞与支給内訳表によると、申立人は、平成17年7月15日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、役員賞与支給内訳表において確認できる保険料控除額から、146万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を100万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月15日

A社は、平成17年に支払った決算賞与について、適切に届出を行ったか確認できなかったため、26年6月5日に当該賞与に係る届出を行ったが、年金給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る役員賞与支給内訳表によると、申立人は、平成17年7月15日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、役員賞与支給内訳表において確認できる保険料控除額及び賞与額から、100万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない ことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を100万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月15日

A社は、平成 17 年に支払った決算賞与について、適切に届出を行ったか確認できなかったため、26 年 6 月 5 日に当該賞与に係る届出を行ったが、年金給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る役員賞与支給内訳表によると、申立人は、平成17年7月15日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、役員賞与支給内訳表において確認できる保険料控除額及び賞与額から、100万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない ことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を100万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月15日

A社は、平成 17 年に支払った決算賞与について、適切に届出を行ったか確認できなかったため、26 年 6 月 5 日に当該賞与に係る届出を行ったが、年金給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る役員賞与支給内訳表によると、申立人は、平成17年7月15日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、役員賞与支給内訳表において確認できる保険料控除額及び賞与額から、100万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない ことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社(B区。現在は、C社)における資格取得日に係る記録を昭和39年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月1日から同年9月15日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び事業主の回答から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和39年7月1日にA社(D区)から同社(B区)に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社(B区)における昭和 39 年9月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、昭和39年4月入社者の多数の厚生年金保険期間漏れの問題については、異動手続の際、誤った届出をした旨回答していることから、事業主が同年9月15日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月及び同年8月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成22年12月10日及び23年6月10日における標準賞与額に係る記録を、それぞれ35万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和51年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成22年12月10日

② 平成23年6月10日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細一覧表及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、 申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細一覧表及び給与所得に対する 所得税源泉徴収簿において確認できる保険料控除額から、それぞれ 35 万円とすること が妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を年金事務所に提出しておらず、また、当該 賞与に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行してい ないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成4年4月30日から同年11月25日までの期間について、申立 人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年11月25日であると認め られることから、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を訂正することが必要で ある。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、36万円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間のうち、平成4年11月25日から5年4月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における上記訂正後の資格喪失日(平成4年11月25日)に係る記録を5年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和31年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月30日から5年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には 平成5年3月31日まで勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申 立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間も継続してA社に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立期間のうち、平成4年4月30日から同年11月25日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格に係る喪失処理は、同社が適用事業所ではなくなった日(平成4年9月1日)より後の同年11月25日付けで、既に記録されていた同年10月の定時決定の記録が取り消され、同年4月30日に被保険者資格を喪失したとする処理が遡って行われている上、当該処理日(平成4年11月25日)に在職していた代表取締役及び従業員二人についても、申立人と同様の処理が行われていることが確認できる。

しかしながら、A社の商業・法人登記簿謄本によれば、同社は、厚生年金保険の適用 事業所ではなくなった日以降の申立期間においても、継続して法人格を有し、また、雇 用保険の加入記録から複数の従業員が勤務していたことが確認できることから、厚生年 金保険法第6条の規定に基づく適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所(当時)において、申立人が平成4年4月30日に被保険者資格を喪失したとする旨の処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を当該遡及処理が行われた同年11月25日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成4年3月及び 上記取消処理前の同年10月のオンライン記録から、36万円とすることが妥当である。

次に、申立期間のうち、平成4年11月25日から5年4月1日までの期間について、申立人は、入社から退職まで給与額に変動は無く、手取額は毎月ほぼ同額であった旨供述しているところ、申立人名義の預金通帳から確認できる当該期間に係る振込額は、申立人から提出された4年4月分及び同年6月分給与明細書に記載されている厚生年金保険料等控除後の差引支給額と同程度であることが確認できる。

また、当該期間において、A社に在職し、申立人より後に退職した複数の元従業員が、 退職するまで給与から厚生年金保険料が控除されていた旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における上記訂正後の資格喪失日(平成4年11月25日)に係る記録を平成5年4月1日に訂正することが必要である。

なお、上記のとおり、A社は厚生年金保険の適用事業所であったものと認められる。 また、当該期間の標準報酬月額については、上記給与明細書及び預金通帳で確認できる給与振込額により推認される保険料控除額から、36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は不明としているが、当該期間においてA社は適用事業所の要件を満たしていながら、 事業主は社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業 主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、31 万 7,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和45年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成22年7月9日

A社に勤務している期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。当時の賞与明細書及び賞与の振込みが確認できる預金通帳を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった賞与明細書及び預金通帳により、申立人は、平成 22 年7月 9日にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与 から控除されていたと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準 賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業 主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標 準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定す ることとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる 厚生年金保険料控除額から、31万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を年金事務所に提出しておらず、当該賞与に 係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していな いと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和29年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年6月27日

日本年金機構からの連絡により、A社(現在は、B社)に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが判明した。申立期間に賞与が振り込まれたことが確認できる預金通帳の写しを提出するので、申立期間の標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳の写し、B社から提出された申立人の申立期間に係る「支給控除項目一覧表」及びC健康保険組合から提出された申立人のA社に係る賞与支給の記録により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記「支給控除項目一覧表」で確認できる 保険料控除額から、150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は、申立てに係る賞与額の届出を社会保険事務所(当時)に行っておらず、また、当 該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行 していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年6月27日

日本年金機構からの連絡により、A社(現在は、B社)に勤務していた期間のうち、 申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが判明した。申立期間の賞与 支給明細書の写しを提出するので、申立期間の標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支給明細書の写し、B社から提出された申立人の申立期間に係る「支給控除項目一覧表」及びC健康保険組合から提出された申立人のA社に係る賞与支給の記録により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記「支給控除項目一覧表」で確認できる 保険料控除額から、150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は、申立てに係る賞与額の届出を社会保険事務所(当時)に行っておらず、また、当 該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行 していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は40万8,000円、申立期間②は42万9,000円とすることが必要である。なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和50年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月25日

② 平成15年12月25日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。当該期間に賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていたので、当該期間に係る標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間①及び②に給与振込みの口座を開設していた金融機関が保有する申立人に係る「普通預金元帳」並びにA社における当該期間当時の給与担当者の供述並びに申立人と同職種の従業員が保有する給与支給明細書及び賞与支給明細書から判断すると、申立人は、当該期間に同社から賞与を受けていたことが認められる。

また、A社の元事業主は、賞与を支給した者には、当該賞与から厚生年金保険料を控除していた旨の供述をしており、申立期間①については、申立人と同職種の従業員が保有している当該期間に係る賞与支給明細書において、厚生年金保険料が控除されていることが確認でき、また、申立期間②については、申立人と同職種の従業員が保有する平成16年度市民税・県民税特別徴収課税台帳から、当該期間において厚生年金保険料が控除されていることが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準賞与額については、上記「普通預金元帳」から確認できる賞与振込額を基に算出した賞与支給額から、申立期間①については40万8,000円、申立期

間②については42万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①及び②の賞与に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の担当者が当該期間に係る賞与の届出をしていなかったと思う旨供述している上、当該期間において被保険者記録が確認できる複数の従業員が、当該期間に賞与の支給があった旨の供述をしているにもかかわらず、いずれの者にも賞与の記録が確認できないことから、事業主は申立人の当該賞与に係る届出を社会保険事務所(当時)に行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成7年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を59万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和30年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月28日から同年3月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には 平成7年2月28日まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間 として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の複数の元従業員の供述から、申立人は、同社に平成7年2月28日まで継続して勤務していたことが認められる。

また、A社の元事業主は、社会保険料は当月控除であった旨供述しているところ、同社に平成7年2月28日まで勤務していた複数の元従業員が所持する同年2月分の給与明細書によると、厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

一方、A社は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所となっていないが、同社に係る商業・法人登記簿謄本によると、同社は、申立期間において、解散・閉鎖されておらず、法人格を有していたことが確認できることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成7年1月のオンライン記録から、59万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間当時、適用事業所の要件を満たしながら、社会保険事務所(当時)に適用

の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成7年2月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和41年5月20日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年5月20日に訂正することが必要である。

なお、昭和40年5月から41年4月までの標準報酬月額については、3万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月20日から42年7月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和40年5月20日から41年5月20日までの期間について、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の回答から、申立人がA社に勤務していたことが認められる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険の資格喪失日は昭和40年5月20日と記録されているにもかかわらず、同年10月の定時決定が記録されていることが確認できる。

また、上記被保険者名簿によると、総合調査が昭和41年2月18日に実施されている上、申立人の資格喪失届に係る「届受番」は「7356」と記録されているところ、同じ届受番で資格喪失日が同年7月25日と記録されている被保険者が確認できる。

さらに、上記被保険者名簿において、昭和 41 年 3 月 20 日から同年 7 月 25 日まで に資格喪失したことが確認できる被保険者 5 人の雇用保険の加入記録を確認したとこ ろ、全員について、A社の離職日と厚生年金保険の資格喪失日が一致していることが 確認できる。

加えて、A社を管轄する年金事務所は、上記被保険者名簿における申立人の資格喪失日は、当時、誤って記録されたと解することが合理的であると考える旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和41年5月20日に厚生年金保険被保険 者資格を喪失した旨の届出を、事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認めら れる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る上記被保険者名簿の記録から、3万円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、昭和 41 年 5 月 20 日から 42 年 7 月 1 日までの期間について、複数の同僚の回答から、申立人は、期間は特定できないものの、A社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社は平成 18 年6月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており(以下「全喪」という。)、上記被保険者名簿で確認できる申立期間当時の事業主は所在が確認できない上、全喪時の事業主からは回答が得られないことから、申立人の当該期間の厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、上記被保険者名簿で、昭和 41 年 3 月 20 日から同年 7 月 25 日までに資格喪失したことが確認できる 5 人のうち、A社において資格を喪失した直後に他の事業所での加入記録が無く、かつ、連絡先が確認できた 3 人に照会したところ、二人から回答が得られたが、両人とも同社における厚生年金保険の資格喪失に係る取扱いは記憶しておらず、当該期間の厚生年金保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が 厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 17 年 12 月 16 日は 22 万 6,000 円、19 年 7 月 13 日は 23 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行 したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和55年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月16日

② 平成19年7月13日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。申立期間①及び②に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

金融機関から提出された申立人に係る預金元帳及び複数の者が保有する申立期間①及び②に係る賞与明細書により判断すると、申立人は、申立期間①及び②にA社から賞与の支払を受けていたと認められる。

また、上記賞与明細書により、厚生年金保険料が賞与から控除されていることが確認できる。

さらに、申立期間当時の総務担当であったと供述している取締役が、平成 15 年から 20 年の賞与は7月と 12 月の年2回であり、従業員全員に2回賞与を支給し、全員から 保険料を控除した旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、当該期間に係る標準賞与額については、上記複数の者が保有する賞与明細書により確認できる保険料率及び上記預金元帳により確認できる振込額を基に算出した賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成17年12月16日は22万6,000円、19年7月13日は23万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間①及び②の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当該期間当時の代表取締役は死亡している上、その後の代表取締役からも回答が得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額の記録については、申立期間のうち、平成14年10月から15年2月まで及び同年4月から16年10月までは26万円、19年8月は62万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和49年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年1月1日から19年9月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、報酬額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違している。給与明細票を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成14年10月から15年2月まで、同年4月から16年10月まで及び19年8月の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細票において確認できる保険料控除額から、14年10月から15年2月まで及び同年4月から16年10月までは26万円、19年8月は62万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、上記 給与明細票において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の 標準報酬月額が、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与明細票 において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会 保険事務所(当時)は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 13 年 1 月から 14 年 9 月まで、15 年 3 月及び 16 年 11 月から 19 年 7 月までについて、上記給与明細票において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は低額であることが確認できることから、当該期間は特例法に基づく記録訂正の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録は、事後訂正の結果 34 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 32 万円とされている。

しかしながら、申立人は、申立期間のうち、平成19年10月1日から20年9月1日までの期間について、当該訂正前の記録を上回る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和46年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年9月1日から20年9月1日まで

A社に勤務している期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が報酬額に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、その後、年金事務所に報酬月額に係る届出を行ったものの、時効により厚生年金保険料を納付することができず、標準報酬月額の差額は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初 32 万円と記録されたが、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 26 年 7 月 17 日に 32 万円から 34 万円に訂正する届出がされたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額(34 万円)ではなく、当初記録されていた標準報酬月額(32 万円)となっている。しかしながら、A社から提出された申立人に係る賃金台帳並びに平成 19 年分及び 20

年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立期間のうち、19年10月から20年8月までの期間について、申立人は、訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高い額を事業主により給与から控除されていたと認められる。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び 保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人 の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報 酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳等において確認できる厚生年金保険料控除額から、34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 19 年9月について、上記賃金台帳等において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、特例法に基づく記録訂正の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録は、事後訂正の結果 32 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 28 万円とされている。

しかしながら、申立人は、申立期間のうち、平成19年11月1日から同年12月1日までの期間、20年1月1日から同年6月1日までの期間及び同年8月1日から同年9月1日までの期間について、当該訂正前の記録を上回る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を、19年11月は30万円、20年1月から同年3月までは32万円、同年4月、同年5月及び同年8月は30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和50年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年9月1日から20年9月1日まで

A社に勤務している期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が報酬額に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、その後、年金事務所に報酬月額に係る届出を行ったものの、時効により厚生年金保険料を納付することができず、標準報酬月額の差額は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初 28 万円と記録されたが、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 26 年 7 月 17 日に 28 万円から 32 万円に訂正する届出がされたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬

月額(32 万円)ではなく、当初記録されていた標準報酬月額(28 万円)となっている。しかしながら、A社から提出された申立人に係る賃金台帳並びに平成19年分及び20年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、申立期間のうち、平成19年11月、20年1月から同年5月までの期間及び同年8月について、訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高い額を事業主により給与から控除されていたと認められる。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び 保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人 の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報 酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳等において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成19年11月は30万円、20年1月から同年3月までは32万円、同年4月、同年5月及び同年8月は30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成19年9月、同年10月、同年12月、20年6月及び同年7月について、上記賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、特例法に基づく記録訂正の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録は、事後訂正の結果 53 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 50 万円とされている。

しかしながら、申立人は、申立期間のうち、平成19年10月1日から20年9月1日までの期間について、当該訂正前の記録を上回る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和44年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年9月1日から20年9月1日まで

A社に勤務している期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が報酬額に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、その後、年金事務所に報酬月額に係る届出を行ったものの、時効により厚生年金保険料を納付することができず、標準報酬月額の差額は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初 50 万円と記録されたが、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 26 年 7 月 17 日に 50 万円から 53 万円に訂正する届出がされたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額(53 万円)ではなく、当初記録されていた標準報酬月額(50 万円)となっている。しかしながら、A社から提出された申立人に係る賃金台帳並びに平成 19 年分及び 20

年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立期間のうち、平成19年10月から20年8月までの期間について、申立人は、訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高い額を事業主により給与から控除されていたと認められる。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び 保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人 の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報 酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳等において確認できる厚生年金保険料控除額から、53万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 19 年9月について、上記賃金台帳等において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、特例法に基づく記録訂正の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録は、事後訂正の結果 50 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 47 万円とされている。

しかしながら、申立人は、申立期間のうち、平成19年10月1日から20年9月1日までの期間について、当該訂正前の記録を上回る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和45年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年9月1日から20年9月1日まで

A社に勤務している期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が報酬額に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、その後、年金事務所に報酬月額に係る届出を行ったものの、時効により厚生年金保険料を納付することができず、標準報酬月額の差額は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初 47 万円と記録されたが、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 26 年 7 月 17 日に 47 万円から 50 万円に訂正する届出がされたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額(50 万円)ではなく、当初記録されていた標準報酬月額(47 万円)となっている。しかしながら、A社から提出された申立人に係る賃金台帳並びに平成 19 年分及び 20

年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立期間のうち、平成19年10月から20年8月までの期間について、申立人は、訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高い額を事業主により給与から控除されていたと認められる。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び 保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人 の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報 酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳等において確認できる厚生年金保険料控除額から、50万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 19 年9月について、上記賃金台帳等において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、特例法に基づく記録訂正の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録は、事後訂正の結果 41 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 38 万円とされている。

しかしながら、申立人は、申立期間について、当該訂正前の記録を上回る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成19年9月から20年5月までは41万円、同年6月は50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和50年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年9月1日から20年7月1日まで

A社に勤務している期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が報酬額に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、その後、年金事務所に報酬月額に係る届出を行ったものの、時効により厚生年金保険料を納付することができず、標準報酬月額の差額は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初 38 万円と記録されたが、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 26 年 7 月 17 日に 38 万円から 41 万円に訂正する届出がされたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額(41 万円)ではなく、当初記録されていた標準報酬月額(38 万円)となっている。しかしながら、A社から提出された申立人に係る賃金台帳並びに平成 19 年分及び 20

年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、申立期間に訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高い額を事業主により給与から控除されていたと認められる。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び 保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人 の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報 酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳等において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成19年9月から20年5月までは41万円、同年6月は50万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、納付していないことを認めていることから、 これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録は、事後訂正の結果 34 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 32 万円とされている。

しかしながら、申立人は、申立期間のうち、平成19年10月1日から20年9月1日までの期間について、当該訂正前の記録を上回る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和46年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年9月1日から20年9月1日まで

A社に勤務している期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が報酬額に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、その後、年金事務所に報酬月額に係る届出を行ったものの、時効により厚生年金保険料を納付することができず、標準報酬月額の差額は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初 32 万円と記録されたが、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 26 年 7 月 17 日に 32 万円から 34 万円に訂正する届出がされたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額(34 万円)ではなく、当初記録されていた標準報酬月額(32 万円)となっている。しかしながら、A社から提出された申立人に係る賃金台帳並びに平成 19 年分及び 20

年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立期間のうち、平成19年10月から20年8月までの期間について、申立人は、訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高い額を事業主により給与から控除されていたと認められる。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び 保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人 の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報 酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳等において確認できる厚生年金保険料控除額から、34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、納付していないことを認めていることから、 これを履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 19 年9月について、上記賃金台帳等において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、特例法に基づく記録訂正の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録は、事後訂正の結果 22 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 20 万円とされている。

しかしながら、申立人は、申立期間について、当該訂正前の記録を上回る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和59年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年9月1日から20年9月1日まで

A社に勤務している期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が報酬額に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、その後、年金事務所に報酬月額に係る届出を行ったものの、時効により厚生年金保険料を納付することができず、標準報酬月額の差額は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初 20 万円と記録されたが、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 26 年 7 月 17 日に 20 万円から 22 万円に訂正する届出がされたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額(22 万円)ではなく、当初記録されていた標準報酬月額(20 万円)となっている。しかしながら、申立期間について、A社から提出された申立人に係る賃金台帳並びに平成 19 年分及び 20 年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、申立期間に訂

正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高い額を事業主により給与から控除されていたと認められる。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び 保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人 の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報 酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳等において確認できる厚生年金保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録は、事後訂正の結果 22 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 20 万円とされている。

しかしながら、申立人は、申立期間について、当該訂正前の記録を上回る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の 標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認 められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和58年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年9月1日から20年9月1日まで

A社に勤務している期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が報酬額に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、その後、年金事務所に報酬月額に係る届出を行ったものの、時効により厚生年金保険料を納付することができず、標準報酬月額の差額は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初 20 万円と記録されたが、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 26 年 7 月 17 日に 20 万円から 22 万円に訂正する届出がされたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額(22 万円)ではなく、当初記録されていた標準報酬月額(20 万円)となっている。しかしながら、A社から提出された申立人に係る賃金台帳並びに平成 19 年分及び 20 年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、申立期間に訂正前の標準報酬月額

に基づく厚生年金保険料よりも高い額を事業主により給与から控除されていたと認められる。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び 保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人 の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報 酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳等において確認できる厚生年金保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録は、事後訂正の結果 20 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 19 万円とされている。

しかしながら、申立人は、申立期間のうち、平成19年10月1日から20年7月1日までの期間について、当該訂正前の記録を上回る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を、19年10月から20年5月までは20万円、同年6月は24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和60年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年9月1日から20年7月1日まで

A社に勤務している期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が報酬額に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、その後、年金事務所に報酬月額に係る届出を行ったものの、時効により厚生年金保険料を納付することができず、標準報酬月額の差額は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初 19 万円と記録されたが、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 26 年 7 月 17 日に 19 万円から 20 万円に訂正する届出がされたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額 (20 万円) ではなく、当初記録されていた標準報酬月額 (19 万円) となっている。しかしながら、A社から提出された申立人に係る賃金台帳並びに平成 19 年分及び 20

年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立期間のうち、平成19年10月から20年6月までの期間について、申立人は、訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高い額を事業主により給与から控除されていたと認められる。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び 保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人 の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報 酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳等において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成19年10月から20年5月までは20万円、同年6月は24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 19 年9月について、上記賃金台帳等において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、特例法に基づく記録訂正の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録は、事後訂正の結果 24 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 22 万円とされている。

しかしながら、申立人は、申立期間について、当該訂正前の記録を上回る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和54年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年9月1日から20年9月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が報酬額に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、その後、年金事務所に報酬月額に係る届出を行ったものの、時効により厚生年金保険料を納付することができず、標準報酬月額の差額は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初 22 万円と記録されたが、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 26 年 7 月 17 日に 22 万円から 24 万円に訂正する届出がされたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額(24 万円)ではなく、当初記録されていた標準報酬月額(22 万円)となっている。しかしながら、A社から提出された申立人に係る賃金台帳並びに平成 19 年分及び 20 年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、申立期間に訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高い額を事業主により給与から控除されていたと認めら

れる。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び 保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人 の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報 酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳等において確認できる厚生年金保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月1日から10年7月31日まで

A事業所に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同事業所に正社員の主任として勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社(申立事業所であるA事業所を経営していたC社が、平成15年10月22日付けで商号変更したもの。)から提出された申立人に係る人事記録(社員カード)及び複数の元従業員の供述から判断すると、申立人は、退職日は特定できないが、10年2月26日の入社日以降A事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、B社の経理担当者は、申立期間当時、C社は入社後約3か月の試用期間を経過してから、厚生年金保険に加入させる取扱いであった旨供述している上、申立人と同時期にA事業所において勤務していた複数の元従業員は、入社後約3か月の試用期間を経過してから厚生年金保険、健康保険及び雇用保険に加入していた旨供述しているところ、これら複数の元従業員は、同事業所における厚生年金保険の資格取得日と同時期に雇用保険被保険者資格を取得していることが確認できるが、申立人については雇用保険の加入記録が確認できない。

また、申立人の給与振込先金融機関から提出された振込記録によると、平成 10 年3 月 25 日から同年6 月 25 日までの振込みが確認できるが、当委員会で検証したところ、その金額は申立人が記憶する給与総支給額から源泉徴収税額のみが控除された給与振込額であると推認され、厚生年金保険料等の社会保険料が控除されていた形跡はうかがえない。

さらに、申立期間において、A事業所及び当時の経営母体であったC社に係るオンライン記録(被保険者縦覧照会回答票)に申立人の氏名は確認できず、それぞれの事業所

における厚生年金保険被保険者整理番号に欠番は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和57年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年8月31日から同年9月1日まで

A社で勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社では申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、同社が保管している申立人に係る賃金台帳(期間集計表)、平成 18 年の給与支払報告書及び同年8月の勤怠確認表における記録から、申立人は、同年8月 30 日付けで同社を退職しており、申立期間の勤務は確認できないとしている。

また、雇用保険の加入記録によると、申立人のA社での離職日は、平成18年8月30日と記録されている上、申立人に係る同社の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届においても、資格喪失日が同年8月31日となっており、備考欄には「平成18年8月30日退職」と記載されていることが確認できるとともに、申立期間当時の同社の経理担当者は、申立人の退職手続を同年8月30日付けで行った記憶がある旨供述している。

さらに、申立人から提出された給与明細書によると、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和50年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月14日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、申立期間当時の代表取締役は既に死亡しており、その後の代表取締役に文書照会したものの回答を得られないことから、申立人の申立期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立期間当時の総務担当であったと供述している取締役は、申立人に対する申立期間の賞与の支給は不明である旨回答している。

さらに、オンライン記録により、申立人同様、A社において平成19年11月に被保険 者資格を取得したことが確認できる二人に文書照会したが、回答を得られないため、申 立期間の賞与支給について確認できない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立 期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。